# 一般社団法人岩手県社会福祉士会弔慰金支給規程

規程第 15 号 2024 年 10 月 12 日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)の会員等に弔事があった際の弔慰金の支給について定めることを目的とする。

#### (対象者)

- 第2条 この規程における会員とは、以下の通りとする。
  - (1) 本会定款第19条に規定する理事、監事及び本会定款第28条に規定する顧問、相談役(以下「役員」という。)
  - (2) 本会定款第5条(1)に規定する正会員(以下「会員」という。)
  - (3) 前項の他、特に会長が認めた者

#### (弔慰金)

第3条 役員、会員である本人が死亡した場合、1万円の香典、弔電、供花を送ることができる。

## (連絡、請求)

### (改廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則 この規程は、2024年4月1日に遡って施行する。